

様式第6（第14条関係）

（表 面）

第 号		
原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第59条第2項において準用する同法第55条第2項の規定による		
身 分 証 明 書		
職名及び氏名		
写 真	年 月 日生	
	年 月 日交付	
押 出 スタンプ	経済産業大臣	印

（裏 面）

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律抜粋

第55条（略）

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定実用発電用原子炉設置者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定実用発電用原子炉設置者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第55条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～三（略）

四 第59条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。